


# 監査報告書

平成 25 年 5 月 24 日

学校法人聖泉学園  
理事会御中  
評議員会御中

学校法人聖泉学園

監事 高橋 進 

監事 安田 勝雄 

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学校法人聖泉学園の平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果について報告いたします。

## 1. 監査方法

- （1）業務監査については、理事会、評議会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- （2）会計監査については、友朋監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行及び財産状況を監査しました。

## 2. 監査結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実がないことを認めます。なお、以下の 2 点について業務上改善の余地があるので検討され理事会で報告されたい。また、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- （1）学校法人が十分に把握・管理していない外部のスポーツ団体に大学施設を利用させていた事実があるので、大学施設の許可手続き・要件・適正利用の監視基準と報告義務等を明確にした規程を整備するなど再発防止を行うこと。
- （2）教員が外部の自治体・各種団体・企業等から講師派遣やコンサルティング業務等依頼を受け報酬を受け取った事実があるので、法人会計及び雇用管理上適正に運用できるよう規程を整備するなど予防処置を行うこと。

以上